

# 1) 市町村合併の状況

(平成22年3月28日現在)

※平成15年以降に行われた市町村合併の状況である。

注:番号は合併期日順

**⑭ 東吾妻町**  
(吾妻町、東村)  
◆法定協設置 17. 3. 8  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 18. 3. 27  
◆在任特例 13か月  
◆議員定数 26人→20人  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 16, 847人  
◆面積 254km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑨ 高崎市**  
(高崎市、倉淵村、箕郷町、群馬町、新町)  
◆法定協設置 16. 9. 24(箕)  
◆法定協設置 16. 9. 30  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 18. 1. 23  
◆在任特例 15か月  
◆議員定数 98人→43人(高32, 群5, 箕3, 新2, 倉1)  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 318, 176人  
◆面積 307km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑮ 高崎市**  
(高崎市、榛名町)  
◆法定協設置 18. 2. 8  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 18. 10. 1  
◆在任特例 7か月  
◆議員定数 63人→46人(高32, 倉1, 群5, 箕3, 新2, 榛3)  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 339, 932人  
◆面積 401km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑰ 高崎市**  
(高崎市、吉井町)  
◆法定協設置 20. 7. 2  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 21. 6. 1  
◆在任特例 22か月  
◆議員定数 46人→41人(高38, 吉3)  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 364, 919人  
◆面積 459km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑱ 安中市**  
(安中市、松井田町)  
◆法定協設置 16. 10. 1  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 18. 3. 18  
◆在任特例 13か月  
◆議員定数 38人→28人  
◆議員報酬 2段階  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 63, 179人  
◆面積 276km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑫ 富岡市**  
(富岡市、妙義町)  
◆法定協設置 16. 8. 1  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 18. 3. 27  
◆在任特例 13か月  
◆議員定数 35人→24人  
◆議員報酬 富岡市に統一  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 53, 765人  
◆面積 123km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑩ 渋川市**  
(渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町)  
◆法定協設置 16. 9. 1  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 18. 2. 20  
◆在任特例 12か月  
◆議員定数 92人→30人  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 87, 469人  
◆面積 240km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑦ みなかみ町**  
(月夜野町、水上町、新治村)  
◆法定協設置 16. 6. 18  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 17. 10. 1  
◆在任特例 7か月  
◆議員定数 46人→23人(月夜野10, 新治7, 水上6)  
◆議員報酬 月夜野に統一  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 23, 310人  
◆面積 781km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

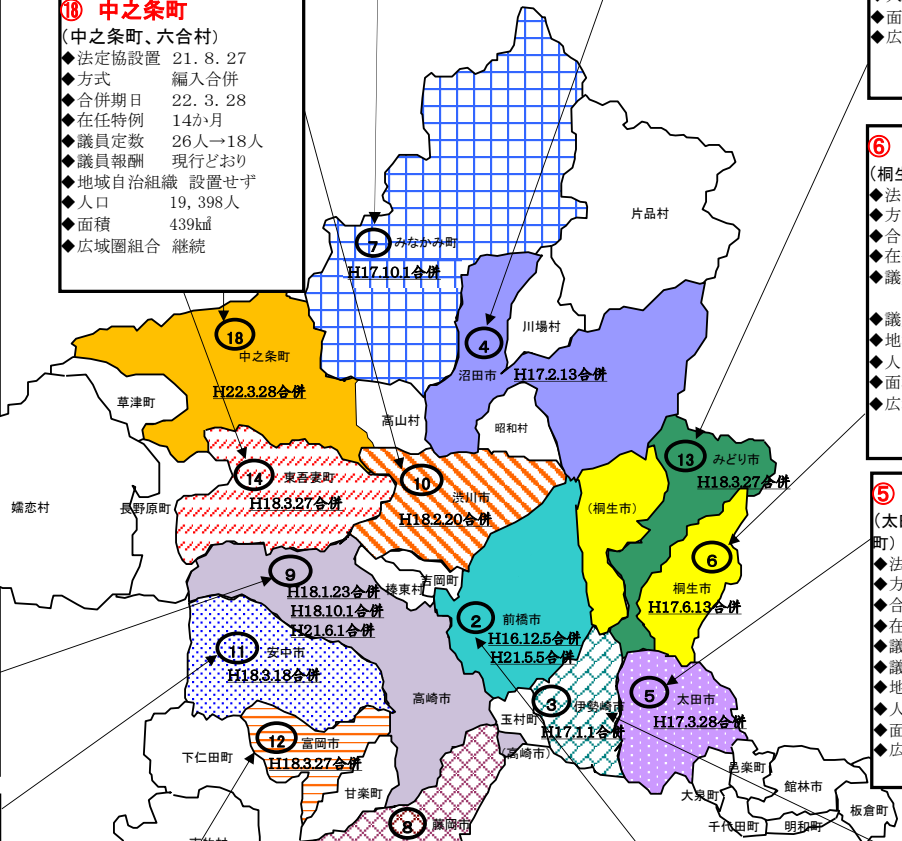
**④ 沼田市**  
(沼田市、白沢村、利根村)  
◆法定協設置 15. 8. 28  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 17. 2. 13  
◆在任特例 27か月  
◆議員定数 48人→30人以内  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域自治区  
◆人口 53, 177人  
◆面積 443km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑱ 中之条町**  
(中之条町、六合村)  
◆法定協設置 21. 8. 27  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 22. 3. 28  
◆在任特例 14か月  
◆議員定数 26人→18人  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 19, 398人  
◆面積 439km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**⑬ みどり市**  
(笠懸町、大間々町、東村)  
◆法定協設置 16. 2. 23  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 18. 3. 27  
◆在任特例 13か月  
◆議員定数 46人→22人  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 52, 115人  
◆面積 208km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 解散

**⑥ 桐生市**  
(桐生市、新里村、黒保根村)  
◆法定協設置 16. 2. 1  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 17. 6. 13  
◆在任特例 23か月  
◆議員定数 56人→31人(桐生26, 新里4, 黒保1)  
◆議員報酬 3段階  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 128, 037人  
◆面積 275km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 みどり市合併時に解散

**⑤ 太田市**  
(太田市、尾島町、新田町、藪塚本町)  
◆法定協設置 15. 12. 25  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 17. 3. 28  
◆在任特例 24か月  
◆議員定数 74人→38人  
◆議員報酬 2段階  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 213, 299人  
◆面積 176km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続



**⑧ 藤岡市**  
(藤岡市、鬼石町)  
◆法定協設置 16. 7. 21  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 18. 1. 1  
◆在任特例 16か月  
◆議員定数 35人→30人以内  
◆議員報酬 現行どおり  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 69, 288人  
◆面積 180km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**① 神流町**  
(万場町、中里村)  
◆法定協設置 13. 12. 3  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 15. 4. 1  
◆地域審議会 設置せず  
◆在任特例 23か月  
◆議員定数 21人→12人  
◆議員報酬 万場町に統一  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 2, 757人  
◆面積 115km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 継続

**② 前橋市**  
(前橋市、大胡町、宮城村、粕川村)  
◆法定協設置 15. 4. 17  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 16. 12. 5  
◆在任特例 3か月  
◆議員定数 85人→46人(前36, 大5, 粕3, 宮2)  
◆議員報酬 2段階  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 318, 584人  
◆面積 241km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 解散

**③ 伊勢崎市**  
(伊勢崎市、赤堀町、東村、境町)  
◆法定協設置 15. 8. 28  
◆方式 新設合併  
◆合併期日 17. 1. 1  
◆在任特例 16か月  
◆議員定数 84人→34人  
◆議員報酬 統一  
◆地域自治組織 設置せず  
◆人口 202, 447人  
◆面積 139km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 解散

**⑯ 前橋市**  
(前橋市、富士見村)  
◆法定協設置 20. 1. 15  
◆方式 編入合併  
◆合併期日 21. 5. 5  
◆在任特例 なし  
◆議員定数 46人→49人(前46, 富3)  
◆議員報酬 統一  
◆地域自治組織 地域審議会  
◆人口 340, 904人  
◆面積 312km<sup>2</sup>  
◆広域圏組合 前回合併時解散

協議項目	事例数
合併方式	新設⑨ 編入④
議員身分特例	在任特例⑭ 定数特例②
議員報酬	統一⑥ 現行どおり⑦ 複数段階⑤
地域自治組織	地域自治区① 地域審議会⑩ 設置せず⑦